

社会福祉法人潤生会 役員等報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人潤生会(以下「この法人」という。)の定款第9条及び第23条の規定に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、評議員会、理事会、行政庁監査又は研修会(以下「会議等」という。)への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の額及び算定方法)

第4条 評議員には、定款第9条で定める額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 理事の報酬は、1人当たりの各年度の総額が10万円を超えない範囲とする。
- 3 監事の報酬は、1人当たりの各年度の総額が15万円を超えない範囲とする。
- 4 役員等の報酬の額は、別表に定めるとおりの算定方法とする。

(報酬の支給日)

第5条 役員等の報酬は、職務執行の当日に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

(費用)

第7条 役員等が出張する場合は、法人職員旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月24日から施行する。

<別表>

役員等の報酬の額

役職名	報酬の額
評議員	会議等への出席：1回につき5,000円
常勤役員	該当者なし（職員としての給与が支給される者を除く。）
非常勤役員	会議等への出席：1回につき5,000円

社会福祉法人潤生会 役員名簿

平成29年6月24日 現在 理事6名 監事2名

職名	氏名	主な経歴等
理事長	藤野耕一	社会福祉法人潤生会理事長 養護老人ホーム寿老園施設長 瀬戸内町社会福祉協議会理事
理事	泰江章夫	ア歯科院院長 瀬戸内ライオンズクラブ元会長
理事	久保成雄	久保司法書士事務所代表 瀬戸内町森林組合組合長
理事	桂久和	医療法人馨和会理事長 いづはら医院院長 医療連携法人アンマ協議会会長
理事	富田正之	瀬戸内ガス㈱代表取締役 富田商事㈱代表取締役 瀬戸内ロータリークラブ会員
理事	藤野厚子	元会社役員
監事	田原清宏	田原モーターズ代表 瀬戸内町商工会理事 地区民生委員
監事	前田幸俊	前田社会保険労務士代表 鹿児島県社会保険労務士会会員

社会福祉法人潤生会 評議員名簿

平成29年4月1日 現在 評議員7名

役職名	氏名	主な経歴等
評議員	中島良	元瀬戸内町教育委員
評議員	徳俊之	瀬戸内ライオンズクラブ会員
評議員	藤井愛一郎	瀬戸内町商工会理事
評議員	満永雅之	会社員
評議員	久保浩康	行政書士
評議員	服部拓	会社役員
評議員	求伸幸	金融機関